

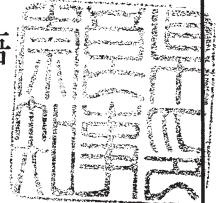
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番3号

氏 名 野村興産株式会社
代表取締役 藤原 悌

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 荒 井 正 吾



許可の年月日 平成28年 5月14日

許可の有効年月日 平成33年 5月13日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬業（積替え保管を含む）

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

（積替え保管を含むもの）

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃水銀等 以上6種類

（積替え保管を含まないもの）

廃石綿等 以上1種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え又は保管を行う場所の所在地 : 奈良県宇陀市菟田野大澤56番2、57番、76番、77番、353番、354番

積替え又は保管を行う場所の面積 : 23.4㎡

積替えのための保管上限 : 13m³

積み上げることができる高さ : 屋内での保管であるため、該当なし

積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類 :

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃水銀等 以上6種類

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成13年 5月14日 新規許可
- 平成14年 2月22日 変更届（役員の変更）
- 平成15年 6月30日 変更許可（積替保管を含むに変更）
- 平成18年 5月14日 更新許可
- 平成18年 8月 7日 変更届（役員の変更）
- 平成19年 12月 3日 変更許可（廃石綿等の追加）
- 平成23年 5月14日 更新許可
- 平成26年 7月31日 変更届（代表者の変更）
- 平成28年 5月14日 更新許可
- 平成28年 10月12日 変更許可（廃水銀等の追加）

5. 積替え許可の有無 無

市名 ***

許可番号 *****

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

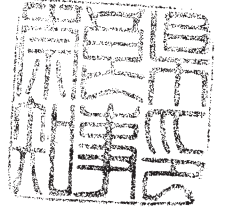
東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番3号

野村興産株式会社 殿

平成28年4月19日付けで許可申請のあった特別管理産業廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により、次のとおり許可します。なお、事業の運営にあたっては、下記留意事項に注意して行ってください。

平成28年10月12日

奈良県知事 荒井正吾



1 事業の区分、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類等

事業の範囲	事業の区分	収集運搬業（積替え保管を含む）
	取り扱う特別管理産業廃棄物の種類	(積替え保管を含むもの) 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃水銀等 以上6種類 (積替え保管を含まないもの) 廃石綿等 以上1種類
許可番号		0 2 9 6 3 0 0 4 7 4 6
許可期限		平成 3 3 年 5 月 1 3 日

留意事項

- 1 事業の運営にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するとともに、関係法令所管部局の指示に従うこと。
- 2 事業の範囲を変更しようとするときは、事前に連絡のうえ指示を受けること。
- 3 許可を更新する場合は、許可の期限の3か月前に連絡のうえ、定められた手続きをすること。
- 4 住所、名称、役員、事務所、事業の用に供する主要な施設、施設の設置場所、構造・規模等を変更したときは、速やかに定められた手続きをすること。
- 5 事業場ごとに帳簿を備え、毎月末までに前月分の法に定められた事項を記載し、1年ごとに閉鎖し、その後5年間は保存すること。
- 6 運搬車両の保管場所は、
奈良県宇陀市菟田野大澤55
- 7 運搬車両は、
奈良103な1、奈良430さ2821、奈良430す2831、奈良130せ2828、以上 4台
- 8 積替え保管施設の所在地は、
奈良県宇陀市菟田野大澤56-2, 57, 76, 77, 353, 354

(教示)

内容については裏面のとおり

(教 示)

1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に環境大臣に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に奈良県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において奈良県を代表する者は、奈良県知事となります）。

なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分について上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、その期間内であってもその判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

COPY